

日本NGOに対する支援強化策(N連改訂案)

予算規模の拡充とユーザーフレンドリーな資金供与メカニズムの構築

- ▶ 日本NGO連携無償予算を拡充(50億円目途)。また草の根・人間の安全保障無償予算との一体的な運用によりNGOからの資金需要に柔軟に対応する。
- ▶ 日本NGO連携無償をよりユーザーフレンドリーな制度に。
 - ・供与限度要件の緩和(自己負担ルールを撤廃)
 - ・支援対象経費の拡充(広報費用、既存の現地事務所借料、出張者・駐在員の保険/予防接種費、人件費に関する制限の緩和等)
 - ・手続きの簡素化(提出書類の軽減、審査期間の短縮(2ヶ月以内を目指す))

NGOとの連携強化によるODA実施

- ▶ ODAの実施における外務省とNGOの連携を一層強化する観点から、国際協力における重点課題(地球規模課題の解決、国際社会の平和と安定等の広い見地から特定の地域・分野を重点課題として選択)において日本のNGOが行う事業について、一定の条件下、優遇措置(供与限度額の拡大、一般管理費の供与、複数年事業)をとり、積極的に支援する。

N連の対象事業として平和構築事業を追加

- ▶ N連に新たに平和構築事業を追加し、これまで開発事業等既存のN連対象分野では扱うことが出来なかった和解、相互信頼醸成に資する支援、DDR支援、ガバナンス支援等を支援する。